政　令

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年五月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百九十八号

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令

内閣は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和六年法律第四十二号）附則第十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第十七条第一項に規定する職員又は同法附則第五項に規定する地方公務員が育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）第一条の規定による改正前の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十一条第六項の規定により読み替えて準用する同条第五項の規定による承認を受けて勤務しない時間についてこれらの者の業務に従事させるため、平成二十五年四月一日から改正法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に行われた地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第二条第二項に規定する短時間勤務職員の任期を定めた採用は、地方公営企業等の労働関係に関する法律第十七条第一項又は附則第五項において準用する改正法附則第八条の規定による改正後の地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十九条第六項の規定により読み替えて適用する改正法附則第十二条の規定による改正前の地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第五条第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定による採用とみなす。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣　松本　剛明
厚生労働大臣　武見　敬三
内閣総理大臣　岸田　文雄

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年五月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百九十九号

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の施行期日は、令和六年十一月一日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
厚生労働大臣　武見　敬三
経済産業大臣　齋藤　健

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年五月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百号

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行令

内閣は、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）第五条第一項、第十二条第一項及び第十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（法第五条第一項の政令で定める期間）

第一条　特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項の政令で定める期間は、一月とする。

（法第十二条第一項の政令で定める事項）

第二条　法第十二条第一項の政令で定める事項は、次のとおりとする。

一　業務の内容
二　業務に従事する場所、期間又は時間に関する事項
三　報酬に関する事項
四　契約の解除（契約期間の満了後に更新しない場合を含む。）に関する事項
五　特定受託事業者の募集を行う者に関する事項

（法第十三条第一項の政令で定める期間）

第三条　法第十三条第一項の政令で定める期間は、六月とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、法の施行の日（令和六年十一月一日）から施行する。

（公正取引委員会事務総局組織令の一部改正）

2　公正取引委員会事務総局組織令（昭和二十七年政令第三百七十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五　特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）の施行に関すること。